

生駒市医療費等適正化推進専門部会設置要綱

(設置)

第1条 生駒市国民健康保険の運営について、専門的な知識や医療費等の適正化について検討するために設置された「生駒市医療費等適正化検討部会」から平成23年1月付けで受けた「生駒市医療費等適正化に向けた提言」を実行するため、医療費の正しい解析と評価及び保健事業のデータベース化とデータの活用を実現するため、専門家からなる生駒市医療費等適正化推進専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項について検討し、生駒市国民健康保険の運営について、市長に報告するものとする。

- (1) 医療費レセプトデータによる医療利用の指標の検討
- (2) 医療費の継続分析方法の検討
- (3) 医療費分析結果の保健事業への活用
- (4) 医療費分析を市民や医療関係者などへの啓発及び公表
- (5) その他検討を進めるうえで必要となる事項

(専門部会の構成)

第3条 専門部会は、部会員3名以内をもって構成する。

- 2 専門部会の部会員は、学識経験のあるもので、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 部会員の任期は、委嘱された日から第2条の所掌事務が終了する日までとする。

(会議)

第5条 専門部会は検討事項が継続している間は、原則会議により検討するものとする。

ただし、特に会議を要しない事項については、文書または電子メールで会議に変えることができる。

- 2 専門部会は、それぞれの専門作業が必要な場合は、個々に作業にあたるものとする。

(謝金)

第6条 専門部会の部員には、会議1回につき日額14,000円を支払うものとする。

- 2 前項にかかわらず、当該所掌事務の範囲内において、調査、調整、書面の作成等の勤務で市長が認めるものに従事したときは、次の各号に掲げる勤務時間数に応じて謝金を支給する。

- (1) 1日の勤務時間数が、第1項の額を5,000円で除して得た値を超える日(以下「特定日」という。) 第1項の額
- (2) 特定日以外の日 特定日以外の日に係る勤務時間数の合計(その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。)に5,000円を乗じて得た額

(業務の一部委託)

第7条 専門部会は、医療費分析等検討事項の業務の一部を委託することができる。

(関係者の出席等)

第8条 専門部会は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、国保年金課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

生駒市医療費等適正化推進専門部会名簿

氏名	役職
伊木 雅之	近畿大学医学部教授 医学博士
北岡 有喜	独立行政法人 国立病院機構 京都医療センター 医療情報部長 京都大学 医学博士
関本 美穂	東京大学公共政策大学院 医療政策教育・研究ユニット 特任研究員